

第2回上越市自治基本条例検証委員会

と き 令和4年12月26日（月）
午前10時 ～

ところ 上越文化会館 中会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - ・ 条例の検証
- 3 その他
- 4 閉会

令和4年12月26日
第2回自治基本条例検証委員会
資料リスト

資料リスト

- ・ 次第

- ・ 資料 No. 1
「上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案）」意見一覧

- ・ 参考資料①
上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案） 平成29年度見直しからの
主な変更点

- ・ 参考資料②
平成29年度見直しに係る市議会への検証状況の報告等について

「上越市自治基本条例に係る検証報告書(素案)」意見一覧

※第2回会議に向けた事前意見

No.	素案 該当頁	該当項目	意見内容	委員名	対応方針(案) (★:素案の変更あり)
1		全体を通じて	<ul style="list-style-type: none"> 協議の前提として、もう少し条例の実質的な意義を委員に対してアピールいただいてもよいのかなと思いましたが、総合計画、パブリックコメント、地域協議会などを市の都合で簡単にやめることができないようになっているとか、かつて策定委員同士でのつながりができたなどは意義の一つであると思います。 	内海委員	<p>自治基本条例では、自治の基本理念や自治の基本原則にのっとり市政運営の推進を市長等や市議会に求めており、例えば次のことが定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合計画を策定し、計画的な市政運営を行う。 市政運営に係る重要な事案を決める際に事前にパブリックコメントを実施し、情報共有や市民参画の促進を図る、 市政運営に関する情報の積極的な提供や、分かりやすく説明する。 都市内分権として、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、特徴的・個性的な地域づくりに取り組むことができる仕組みを整備。その仕組みとして、地域自治区及び地域協議会、事務所を設置
2		全体を通じて	<ul style="list-style-type: none"> 条例の使い手として「市職員」の意見も重要と考えます。市のセルフチェックは既に消化された状態にあると思いますが、内部の議論で論点となった(検証委員として承知しておきたいような)ことがもしあれば、同委員会でも参考までに提示いただけると幸いです。 	内海委員	<p>市では、自治基本条例の規定に基づく市の取組(条例、計画、制度等)に関し、平成30年度からこれまでの間における取組の状況、取組を巡る社会経済情勢の変化、自治基本条例の規定に係る評価について、セルフチェックを実施しました。その結果、第20条個人情報保護の規定を除き自治基本条例の改正の必要性があると評価された項目はなく、論点となった観点は特にありませんでした。</p>
3		全体を通じて	<ul style="list-style-type: none"> 仮に条文(言葉)の見直しについて議論が生じた場合ですが、そもそもその言葉がなぜ選定されたのか(あるいはなぜ他の言葉を選定しなかったのか)を知った上で議論する必要があると思います。条例策定時やこれまでの見直し作業の中で様々な検討が行われた結果、今の表現になっているのであって、その経過を抜きにして軽々しく変えることはできない(改悪になる恐れがある)からです。今回、仮に見直しを議論するような状況になって、実は過去にもそういった議論があったという場合は、その情報を出していただきたいですし、次回の見直しのためにも、今回の議論をストックしておいていただくと有難いです。 	内海委員	<p>条文(言葉)の見直しについて議論をいただく場合には、該当部分における条例策定時やこれまでの見直し作業での検討経過をお示していきます。また、今回の検証委員会での議論については、次回の見直しに向けて、内容を整理します。</p>
4	P7~	2-1人口動態	<ul style="list-style-type: none"> 上越市の状況について、はじめに総人口の減少について書かれていますが、次に地区別に見ると人口増減に大きな差があること、特に中山間地域での減少率が大きいことや、これまで人口増を続けていた市街地郊外も減少に転じつつあることが大事であると思います。端的に言えば、<u>地区によって人口増減に大きく差がある</u>ことを一言触れてあるとよいと思います。 → 条文を変える根拠というよりも、コミュニティなどの在り方を今のうちに考えておくことの重要性につながってくると思います。 	内海委員	<p>ご意見を踏まえ、当市の総人口の減少の箇所に関し、次のとおり地区別の状況を追加します。</p> <p>★「平成22年から令和2年までの10年間の人口増減を地域別に見ると、和田区、春日区、有田区の3区を除き、全ての区で人口減少の傾向にあり、中心市街地である高田区、直江津区でも減少している。安塚区、大島区、牧区では減少率が25%を超えており、次いで谷浜・桑取区、吉川区、中郷区で減少率が20%を超えている。」 (第1回上越市総合計画審議会資料別冊1「上越市の未来を考える基礎資料」から)</p>
5		第33条 地域自治区 33ページ (逐条解説)	<p>内容を付け加える必要があるのでは？ 中川新市長になられて、地域協議会が今年度から自治区改革によって大きく変化してきています。よって基本的な条例はそのままでもいいのでしょうか？ 地域協議会の在り方も変わったと認識しています。 新市長が掲げている事業の一つでもあり、平成25年9月30日に公布されたものが、そのままでは改革が伝わって来ないような気がいたします。</p>	村田委員	<p>検証報告書(素案)P5に記載のとおり、現在、市では、地域自治推進プロジェクトの下、地域の活動団体や地域協議会等の在り方について検討を進めているところであり、検討の結果、本条例の見直しを行う必要があると認めた場合には、改めて本委員会等を通じ、関係条項の必要性等についての検証を行います。</p>
6	P23~	2-6人権	<ul style="list-style-type: none"> 最近5年間は、SDGsやジェンダーの問題が特に話題に上がったかと思うので、一言触れてあるとよいかと思えます。 	内海委員	<p>ご意見を踏まえ、次のとおりSDGsやジェンダーについて記載を追加します。</p> <p>★「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの17のゴールの中に「ジェンダー平等」や「人や国の平等」が掲げられており、国際社会が協力して取り組み、加速化していくことで一致し、我が国においても積極的に取り組んでいる。」 (外務省パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」から)</p>

上越市自治基本条例に係る検証報告書（素案） 平成29年度見直しからの主な変更点

※数値については、「参考とした資料」に記載された数値を基に記載し、比較しています。

1 人口動態（P7～P10）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国】総人口	約1億2,700万人（H27）	約1億2,600万人（R2）
【国】世帯当たり人数	1世帯当たり人員2.33人（H27）	1世帯当たり人員2.21人（R2）
【国】65歳以上人口割合	26.6%（H27）、調査開始以来最高の高齢化率	28.6%（R2）、調査開始以来最高の高齢化率
【国】15歳未満人口割合	12.6%（H27）、調査開始以来最低	11.9%（R2）、調査開始以来最低
【国】日本人住民人口 （都道府県別）		東京圏人口の初の減少、46都道府県に人口減拡大
【国】外国人住民人口		H27年～6年連続増加、R3年～2年連続減少（コロナ禍の入国制限）、R4年～再び増加（入国規制緩和）
【国】世帯構成の変化		<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用者の共働き世帯」増加傾向（718万世帯（S60）→1,080万世帯（H28）→1,177万世帯（R3））、 ・「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」減少傾向（936万世帯（S60）→569万世帯（H28）→458万世帯（R3）） ・妻がパートタイム労働の世帯数の増加（228万世帯（S60）→636万世帯（H28）→691万世帯（R3））
【市】総人口	19万6,987人（H27）	18万8,047人（R2）
【市】総人口（将来推計）	約18万2,000人（R7）、約15万6,000人（R22）	約18万1,000人（R7）、約15万3,000人（R22）
【市】65歳以上人口割合	30.1%（H27）	32.7%（R2）

項目	H 2 9 見直し時	R 5 見直し時
【市】 65 歳以上人口割合 (将来推計)	34.0% (R7)、37.8% (R22)	34.5% (R7)、39.0% (R22)
【市】 15 歳未満人口割合	12.8% (H27)	11.7% (R2)
【市】 15 歳未満人口割合 (将来推計)	11.3% (R7)、10.6% (R22)	11.5% (R7)、10.6% (R22)
【市】 人口動態	年間約 1,000 人の「自然減」、年間約 500 人の「社会減」、年間約 1,500 人の人口減少が生じている (H28)	年間 1,533 人の「自然減」、年間 561 人の「社会減」、年間 2,094 人の人口減少が生じている (R2)
【市】 世帯数	70,809 世帯、1 世帯当たり人員 2.69 人 (H27)	72,850 世帯、1 世帯当たり人員 2.58 人 (R2)
【国・市】 世帯構成の変化		「ひとり親と子供」世帯の増加 (【国】H27 比 5.4% 増 (R2)、【市】H27 比 5.5% 増 (R2))

2 産業 (P 1 1 ~ P 1 3)

項目	H 2 9 見直し時	R 5 見直し時
【国】 我が国の経済	緩やかな回復基調が続いている。	緩やかな回復を続けてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により R2 年度は前年度比 -4.5%、最大の落ち込み。R3 年前半は景気回復局面にあるが、感染対策・経済活動抑制のため回復は緩やか。
【国】 外国人労働者の動向		外国人労働者数は 172.7 万人 (R3.10) (146 万人 (H30.10))、外国人を雇用する事業所数は 285,080 か所 (R3.10) (216,348 か所 (H30.10))、ともに過

項目	H 2 9 見直し時	R 5 見直し時
		去最高を更新
【国】新型コロナウイルス感染症 感染拡大後の労働環境の 動向		労働時間の減少、テレワークの実施、在宅時間の増加
【市】市内経済の状況	全体として回復傾向にあるものの、マイナス域を 抜け出す状況には至っておらず、小売業やサービ ス業の小規模な事業者を中心に回復が未だ実感で きない状況 (H29. 8)	改善の動きがみられるものの、物価高騰や新型コ ロナウイルス感染症の感染状況が市内経済へ及ぼ す影響もあり先行きが不透明な状況 (R4. 11)
【市】観光の状況	北陸新幹線開業、小木直江津航路高速化、上信越自 動車道4車線化	「佐渡島の金山」世界文化遺産登録に向けたユネ スコへの推薦、北陸新幹線の敦賀延伸、インバウン ド・個人旅行等の旅行ニーズの多様化やアフター コロナの観光需要
【市】事業所総数	9,789社 (H26)	9,490社 (H28)
【市】市外在住者を含めた 市内事業所の従業者数	88,258人 (H26)	86,115人 (H28)
【市】有効求人倍率	1.42倍でH14年以降最大 (H29. 9)、人手不足感の 高まり、一部業種で求人と求職がミスマッチする 状況が長期化	1.04倍まで落ち込み (R2. 5)、1.59倍まで回復 (R3. 12)、雇用調整助成金の活用などにより1.52 倍 (R4. 9)、人手不足感が強まる。

3 財政運営（P14～P15）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国】一般会計予算規模	100兆円前後（補正分を含む決算額）	90兆円台後半、R2年度は102.7兆円、R3年度は106.6兆円、R4年度は107.6兆円で過去最大（当初予算）
【市】一般会計予算規模	1,100億円前後（補正分を含む決算額）	H29年度までは1,000億円～1,200億円前後、H30年度以降は900億円台（当初予算）
【市】市債残高	約1,210億円（H28年度末）	約1,201億円（R3年度末）
【市】財政調整基金の残高	約128億円（H28年度末）	約87億円（R3年度末）
【市】経常収支比率	悪化（H28年度）	改善（R2年度、R3年度）
【市】実質単年度収支	赤字（H28年度）	赤字（H28～H30年度）、黒字（R元年度以降）

4 地方分権（P16～P19）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国】提案募集		重点募集テーマの設定（R2～）。R4重点募集テーマは「計画策定等」「デジタル」
【市】地域自治推進プロジェクト		地域自治の仕組みの強化を目指す地域自治推進プロジェクト開始（R4～）

5 情報の共有と適正な管理（P20～P22）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国・市】ICTの高度化とサービスの多様化		<ul style="list-style-type: none"> ・GIGAスクール構想に基づき、全国ほぼ全ての小・中学校で1人1台端末が整備され、授業でのパソコン、タブレット端末の利用が浸透 ・ICTを活用したスマート農業の進展 ・5Gサービスの提供開始（R2.3）
【国】新型コロナウイルス感染症感染拡大後のICTの利活用		非接触・非対面での生活様式を可能とするICTの利活用が一層進展
【国・市】DXの推進		基幹系業務システムの統一・標準化等のDX
【国・市】個人情報保護制度の見直し		個人情報保護法の直接適用（R5.4）

6 人権（P23～P25）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国・市】近年深刻化する人権侵害		子どもの人権課題、新型コロナウイルス感染症や性的少数者（性のあり方が多数派と異なる人）に対する偏見や差別
【市】外国人市民		外国人市民の増加（H26以降）（1,077人（H22）→1,747人（R2））

7 非核平和に係る社会動向（P26～P27）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国】国際情勢		ロシアによるウクライナ侵略
【市】コロナ禍における国際交流		オーストラリアのカウラ市とのオンライン等を活用した新たな交流手法の模索

8 災害等の発生状況（P27～P29）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【市】新型コロナウイルス感染症 感染拡大後の地域防災力 への影響		自主防災組織の訓練等の活動停滞（毎年防災活動を行う自主防災組織の割合：71.9%（R1）→36.9%（R3））

9 治安・防犯の動向（P30～P31）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国】我が国の犯罪情勢		児童虐待事例の深刻化・複雑化（児童虐待検挙件数：514件（H25）→1,138件（H29）→2,133件（R2）） （児童虐待検挙人員：530人（H25）→1,176人（H29）→2,182人（R2））
【市】市内の犯罪情勢		架空請求詐欺の増加傾向（被害件数1件230万円（R2）、10件3,623万円（R3））

10 環境（P32～P33）

項目	H29見直し時	R5見直し時
【国】持続可能な社会の実現		SDGsを掲げた取組の拡大
【国】温室効果ガス削減の取組		2050年カーボンニュートラル宣言、2030年温室効果ガス46%削減表明
【市】脱炭素社会プロジェクト		脱炭素社会プロジェクトを立ち上げ、地球温暖化対策を一層強化

11 法令改正等の動向（P34～P35）

項目	H29見直し時	R5見直し時
	行政不服審査制度の見直し、オープンデータの活用	公益通報制度の体制整備

平成29年度見直しに係る市議会への検証状況の報告等について

- 1 平成29年度見直しに係る市議会への検証状況の報告の記録について（平成29年11月～平成30年3月）

上越市ホームページ>上越市議会>会議録の検索（平成29年・平成30年総務常任委員会）からご覧になれます。

- ・平成29年11月20日—10号 …記録は、【参考】のとおりです。
- ・平成29年12月7日—11号
- ・平成30年1月15日—01号
- ・平成30年2月5日—02号
- ・平成30年3月27日—06号

<会議録の検索はこちらから>



- 2 見直しの結果、自治基本条例の改正が必要となった場合のスケジュールについて
（・令和5年4月 最終報告書の公表）
- ・令和5年6月 条例改正案に係るパブリックコメントの実施
 - ・令和5年9月議会で条例改正案を提出

【参考】

平成29年 総務常任委員会

総務常任委員会記録（所管事務調査）

- 1 日 時 平成29年11月20日（月） 午前10時～同10時39分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席者 宮崎副議長
武藤委員長 栗田副委員長
石田 小林 渡邊 橋爪 近藤の各委員
（傍聴） 池田 橋本（正） 大島の各議員
- 4 欠席者 内山委員
- 5 理事者 笠原自治・市民環境部長
佐藤自治・地域振興課長 長谷川副課長 松縄副課長 石黒係長
- 6 事務局 渡辺局長 黒田主事
- 7 議 題 自治基本条例の見直しについて
- 8 会 議

○武藤正信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日はさきに御案内したとおり、自治基本条例の見直しについて、所管事務調査を行います。

それでは、理事者側の説明を求めます。

◎自治・市民環境部長 それでは、現在進めております自治基本条例の見直しについて御説明いたします。

本来であれば、本日資料といたしまして、見直しのたたき台となります検証報告書の素案というものを御示した上で、御説明をさせていただくということで予定しておりましたけれども、現在まだ作業を進めているところであります。素案につきましては、今月 29 日に開催の予定としております、市民の意見をお聞きするための第 1 回の見直し検討委員会に諮った上で、早い段階で皆さんにも御示したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、本日は今回の条例見直しの方法、考え方や検証報告書のイメージ、さらに今後の見直しの進め方について、概括的な御説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、詳細につきましては、お手元の資料に基づきまして、自治・地域振興課長が御説明いたします。

◎自治・地域振興課長 それでは、私のほうから、お手元の資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをお開き願います。まず、1 の見直しの目的でございます。自治基本条例第 44 条第 1 項では、市長は、5 年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならないとされており、この規定に基づき、見直しを行うものであります。今回は条例制定後 2 回目の見直しになります。

次に、前回、平成 24 年度の見直しの経過でございます。前回は条例制定後、初の見直しであったことから、私どもといたしましても試行錯誤を重ねながら実施をいたしているところでございます。まず、見直しの視点として、社会経済情勢の変化に照らして条例の規定に不備が生じていないか、それから条例の規定と具体の市政運営に乖離が生じていないかの 2 点を設定し、市がセルフチェックを行いながら、たたき台となる検証結果報告書をまとめました。報告書では、条例は自治のあり方を体系的、包括的に定めており、改正の必要はないとする検証結果をまとめており、そのポイントにつきましては、資料の中段の四角に記載のとおりでございます。社会経済情勢としましてはたび重なる自然災害の発生、世界的な経済危機、地域主権改革の推進の 3 つの観点から検証し、いずれも改正すべき理由はないとしております。

次に、(2) 市民の声を聞くための措置でございますけれども、広く市民の皆さんから御

意見をいただくため、まずは市のセルフチェックでまとめた検証結果報告書について広く市民の皆さんに公表し、意見を募るとともに、初回の見直しでもありましたので市民会議を設置し、本条例の制定にかかわった委員を含む公募市民と地域活動団体の代表者に専門家も加え、本条例に不備がないかを検証いたしました。その結果、ここでも規定に不備は見当たらず、条例の改正を要しないとの結論に至りました。

また、市議会でも検証をいただいております。組織、出資法人、コミュニティで改正が必要と考えられるが、その他の項目については、本条文を重んじ取り組むこととの御意見をいただいております。このような手順を経て、平成25年6月に市として上越市自治基本条例の検証に関する最終報告書を取りまとめ、公表いたしました。なお、その後、9月定例会において、議員発議により出資法人の規定を追加しております。

資料2ページをごらんください。前回の初の見直しでは、試行錯誤を重ねながら、今ほど御説明いたしました経過を経て、検証を進めてまいりましたが、結果として改めて確認できたことは、(6)の前回の見直しで確認した自治基本条例の本質として枠内に記載しておりますように当市の自治基本条例は、自治の推進に係る基本理念やさまざまな制度の意義などを明らかにした理念条例であり、その本質は、よほどの社会経済情勢の変化がない限り変わるものではないということであったと思います。

そこで、今回の見直しでは社会経済情勢の変化をしっかりと分析することに重点を置いて、その分析結果を条例の各条項に照らして、改正の必要性を検証することといたしました。

3の見直しの方法をごらんください。まず(1)の社会経済情勢の分析につきましては、専門的な部分が多くありますので、行政学や地方自治全般の専門家であります新潟大学法学部の馬場教授と、それから経済の面では上越教育大学の吉田准教授から助言をいただきながら分析を進めているところでございます。社会経済情勢の変化を捉えるものにつきましては、一般的には人々の生活の状況としての社会環境と、人間の意思では変えられない自然環境、それから法律や制度などの制度環境の3つの側面があって、この3つの側面から条例の各規定を検証するための具体的な項目として、中段の表にお示ししている人口・世帯、産業、行財政運営、情報化、人権、安全・安心、環境、法令改正等の動向の8つの項目を設定し、さらには本条例の条項に照らして、より詳細な分析が必要な場合は小項目をそれぞれ設けて分析をしております。分析に当たりましては、1の人口・世帯から7の環境までは人口や世帯数、求人倍率といった統計資料と、防災や環境などの分野では国の白書などを用いております。また、8の法令改正等の動向では、本条例にかかわりのある法令につきまして、前回の見直しからこの間において、新たに制定または改正された内容を確認しております。

次に、条例改正の必要性については、(2)の関係条項の検証(考察)に記載のとおり、今ほどの8つの項目における社会経済情勢の分析を踏まえ、各項目に係る条例の条項を抽出し、当該条項そのものの必要性に変化がないかを検証し、次に各条項が規定している内容を変更する必要があるかどうかを検証いたします。2ページの下図、検証報告書の構成イメージでありますけれども、わかりにくいところもありますので、本日お配りをしてお

ります。検証報告書のイメージ、参考資料として検証報告書のサンプル、お手元にありますけれども、あわせてごらんいただきたいと思います。この参考資料では、社会経済情勢の項目として、5番目の人権を取り上げております。その下の情勢分析では、当該項目、この項目では人権ということになりますけれども、当該項目にかかわる項目について、当市を取り巻く情勢がどのように変化しているか、また当市での取り組みなどについて記載をいたします。

次に、その下の関係条項では、当該社会情勢の項目に関係する本条例の条項を記載します。この参考資料では人権にかかわる条項として、第3条自治の基本理念の第2号の人権の尊重と第4条自治の基本原則の第4号多様性尊重の原則、そして第38条多文化共生をそれぞれ抽出しております。

次の評価結果では、関係の各条項に関する検証の結論を記載いたします。参考資料、サンプルでは、検証の結果いずれの関係条項も変更する必要なしとしております。

最後に、一番下の考察であります。今ほど申し上げました評価結果に至りました検証の内容について、ここでは記載をします。最初に①で社会経済情勢がどのように変化しているかを簡潔にまとめます。次に②ではその変化を踏まえ、関係の条項そのものの必要性についての考察を記載いたします。さらに③では同じく情勢の変化を踏まえ、各条項が規定する内容、文言を変更する必要があるか否かについての考察を記載いたします。なお、検証結果を見る際の参考といたしまして、右側、関係条項の規定の趣旨とありますけれども、関係条項の本文と逐条解説から抜粋した条項の趣旨を記載したいというふうに考えております。以上が報告書の構成イメージでございます。

次に、今後の見直しの進め方について御説明いたします。委員会資料に戻っていただきまして、3ページをごらん願います。4、見直しの進め方です。今回の見直しでは、市民の声を聞くための1つ目の措置といたしまして、公募に応じた市民と地域活動に取り組んでいる市民のほか、先ほど御紹介いたしました助言をいただいております大学の先生を構成メンバーとする見直し検討委員会を設置し、現在作成を進めてます。検証報告書の素案をたたき台といたしまして、社会経済情勢の分析を踏まえた関係条項の必要性と規定内容の変更の要否などについて検証し、来年1月中には検証報告書(案)をまとめる予定としております。その後、市民の声を聞くための2つ目の措置として、来年2月にパブリックコメントを実施し、検証報告書(案)について広く市民の皆さんから御意見をいただいた上で最終的な検証報告書をまとめ、来年4月に公表したいと考えております。なお、第1回の見直し検討委員会は11月29日に開催し、来年3月までに5回程度の開催を予定しております。また、本所管事務調査におきまして、皆様からいただいた御意見等につきましても、見直し検討委員会に諮りながら、検証を進めてまいりたいと考えております。

冒頭、部長が申し上げましたとおり、委員の皆様には11月29日の検討委員会の後に検証報告書の素案をお渡ししたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

説明は以上でございます。

○武藤正信委員長 理事者側の説明が終了いたしました。今の説明に対して質疑を受けません。

◆近藤彰治委員 ちょっとよくわからないんですが、お聞きしますが、このサンプル、これをいただきましたよね。これはいつ、誰が、サンプルとして上げたのか。検討委員会の先生方なのか、委員の皆さん、新しく 10 人なのか、これ行政サイドでこうやってやったのか。ちょっとその点からお聞きしたいと思います。

◎自治・地域振興課長 このサンプルとしてお示ししたのは、行政内部で検証を進めて、今たたき台としてお話しさせていただきましたけれども、社会経済情勢の分析等につきましては専門的なところもございますので、大学の先生等にもアドバイスをいただきながら行政内部でつくっているものでございます。

◆近藤彰治委員 このサンプルの中で評価結果がいずれの関係条項も変更する必要はなしと、こうやって明記されているから、あれ、もう検討しちゃったのかと。今の課長の説明でわかりました。行政サイドで一応イメージとして、サンプルなんだと、こういうことで、ここ今 7 項目あります。大項目の 1 番の人口・世帯から 7 項目があつて法的なやつは 8 番目。これまでみんな諮るわけですよ。

◎自治・地域振興課長 社会経済情勢のそれぞれの項目が今委員おっしゃられたように 7 項目プラス法令改正等の動向ということで、全部で 8 項目の社会経済情勢の変化があつて、その下に小項目としてそれぞれ条項に関係した具体的な詳細な項目もございますけれども、それぞれの分析を踏まえて、それが自治基本条例の条文にどういふふうに影響するのか、変更が必要であるのか、ないのかといったようなことを検証してまいります。

◆近藤彰治委員 それから、課長示されたように 11 月 29 日ですか、市民の見直し後に我々総務委員会に提示すると。素案ですか。これ市民の意見を聞いて、行政サイドでやるのか、その市民ももちろんですが、この 10 名の方イコール市民なのか、まるっきり違う市民なのか、ここんとちょっとよくわかんないんだけど。10 人の方を今説明した市民というのか。そのほかの市民というのはいるか。その点。

◎自治・地域振興課長 3 ページで御説明させていただいたんですけれども、今私ども市の内部で検証を行っているものが検証報告書の素案ということで、たたき台になります。その素案を見直し検討委員会、ここに委員名簿を載せてございますけれども、公募市民を含めた市民の皆さんからこの素案についてたたき台として意見をいただきながら、それを検証報告書の案としてつくり上げていくということで今考えておまして、その検証報告書の案につきましては、全ての市民の皆さんから意見をいただきたいということでパブリックコメントを実施して、全市民から御意見をいただくというような流れで考えているところでございます。

◆近藤彰治委員 今のあれですと市民の声を聞くための措置として、この 10 名とあとパブコメでやった市民、それを総括して素案として我々総務委員会にお示ししていただけると、こういうあれでよろしいんですか。

◎自治・地域振興課長 まず、来週 29 日の検証委員会の第 1 回目の議論が終わりましてから、検証報告書の素案をお示しさせていただきたいというふうに考えております。そこからは所管事務調査ということで、また調査が行われるかと思えますけれども、その調査の中で必要な説明をさせていただきたいということで考えております。

◆近藤彰治委員 要するに、この 10 名の方がある程度行政サイドと素案をつくって、我々総務委員会に上げてくれるんでしょう。そして、ある程度になったらパブコメにかけていくという、パブコメとこの 10 名のあれじゃないんでしょう、違うんでしょう。何かこんがらがっている。そのこのところ、そういうことでしょうか。パブコメは一応最終的な段階ですよ。それでいいんだよね。

◎自治・地域振興課長 委員がおっしゃられるとおり、素案をこの見直し検討委員会の中でもんでいただいて、それを報告書の案としてつくり上げると。その報告書の案としてつくり上げたものをパブリックコメントで市民の皆さんに御意見をお聞きするというような流れで考えております。

◆近藤彰治委員 まず、11 月 29 日にこの 10 名の皆さんが検討しますよね。そうしてその後を我々に素案として上げてくれるのか、それをまた総務委員会でもんで、それをパブコメにかけるのか。またこの検討委員会の 10 名の皆さん方が総務委員会でこういうことありましたよということでまた見直し、練り直していくのか。一番最終的にパブコメなんですよ。何かパブコメが途中で入ってきてまたやったり、何かそんなようなちょっと発言に捉えちゃうんだけど、そうじゃないんだよね。パブコメなんてあくまでも最後だよ。

◎自治・市民環境部長 繰り返しになるかもしれませんが、まず私ども今たたき台となる素案をつくっております。それを第 1 回目の 11 月 29 日の見直し検討委員会に諮りながら、今度練り上げていくということになります。その 1 回諮った、まずは、検討委員会にもまだ見せておりませんので、最終的に 1 回諮ったもので同じ時期に今度議会の皆様にも素案としてお示しする。議会の皆様も、所管事務調査でもんでいただく。それをまたそのいただいた意見を検討委員会の中でもやりながら、最終的な案をつくっていくと。その後パブコメにかけるという手順で考えております。

◆栗田英明委員 1 ページのところを見ると、(2) のところですか、市民意見の公募というのがあって、運用面への指摘というのが四角の中にありますよね。委員の選任の公平性や透明性が明らかになっていないというのがあったと思いますけど、今回の公募に応じた市民というのは 2 名ということになっていきますけれども、そこら辺については、これが運用面への指摘のところとはどういうあれになりますか。要するに、明らかになっているんですか。

◎自治・地域振興課長 今回公募に応じていただいた市民の皆様は全部で 7 名おります。そのうち、私どものほうで選考した方がこのお二人ということになります。選考に当たりましたは、各方から自治基本条例に関するお考えというものを聞きして、それを選考の基本としたということでありまして、その中で残られた方がこのお二人ということでございます。

◆栗田英明委員 前回のこの市民意見のところというのは全くわからなかったんですけど

も、私も前回は市民の委員だったと思いますけど、別にどうやって選考されたかというのはよく知らされなかったんですけど、実際今こういう指摘が市民からありましたということになっているんですけども、これが具体的にどういうことを指摘されていて、今回はそれについてどういう対応ができたと言っているのか、その市民の意見は意見として伺いましたけど、そこでおしまいですとそれだけだったのか、今回の選考に何か影響があったかどうかというのを聞きしようとしているんですが。いかがでしょうか。

◎自治・地域振興課長 今回につきましては、今回の見直しに関しまして、見直し検討委員会を行いますということを広報等で公示しまして、見直し検討委員会に立候補される方を募集をいたしました。募集を踏まえた上で庁内におきまして選考を行って、このお二方を点数づけをして、最終的には選考したということでございます。済みません、前回のこの委員の選考の選任の公平性や透明性が明らかになっていないということにつきましては、ちょっと今手元に資料がなくて、詳細、ということなのかわからないんですけども、今回の選考につきましてはそういう形で選考を行ったということでございます。

◆栗田英明委員 ちょっとわかりにくいんですが、前回も同じように募集がありました。どういう思いかというのを書きなさいというレポートを提出させてもらって、選ばれたと思っていますから、何か前回選ばれたのに、公平性が、透明性が欠けていたというのは認識が全くなく委員になっていますけども、こういう指摘があったということそのものを知らなかったけど、実際にどういう指摘であってそれが今回の選考にきちんと反映されているのかいないのかというのさえわからないとなると、この意見は無視をしたということになってしまいますけど、そういうわけではないですよね。

◎自治・市民環境部長 済みません、詳細のところは今手元になくて申しわけありませんが、当時もこのいただいた御意見に対してきちっと回答もさせていただいております。この指摘についてもそういうことではないというふうに今私どものやっている制度面云々についての御指摘だとすれば、これについてはきちっとそういうことはなくやられていますときちっとした回答をした上で今回の選考に臨んでいるというふうなものでありますので、その点はほぼ間違いないというふうに思います。

◆栗田英明委員 次の話に行きますけど、今回ので、今既に内部で検証をしているという部分のところももう今の段階では抜けているわけですよ、もう既にやっていますよということですから。でも、この見直しの流れの中では内部の検証をやったわけですから、やっているのかもしれませんが、それもどっかに書いておかないと、突然のようにどこで素案が出てくるかわからないから、今やっている内部の検証はどのような形でやられているのかというのを説明をしないといけないと思っているのが1つ。

それからもう一つは、今回は市議会の中では検証をしてくれということにはならないわけですけど、あくまでもやっていることを総務委員会で報告しますよということだけだと思いますけれども、今回市議会のほうは検証が入らない、それについてもちょっと理由を述べておいたほうがよろしいかと思っております。

◎自治・地域振興課長 委員御指摘のとおり、今回どういう形で検証を進めているかについて、誰がその検証のたたき台をつくっているかについて、詳細ここには書いてなかったんですけども、私どもの内部でたたき台という形で検証を進めていて、それがまず見直し検討委員会の中でお示しをして、そこで練り上げていくということで考えているところでございます。それと、議会の皆さんに対しましては、所管事務調査の中で、調査にお答えするというような形で今後も考えているところでございます。その旨、報告書の中で記載したいというふうに考えております。

◆栗田英明委員 最後になります。一連の流れの中であるわけですから、今内部で検証しているというのはどこで誰がやっているのかというのを発表してもらわないと、突然のように出てきた形になりますので、次回でいいと思いますから、どこで誰がどういう形で検証したんですよというのを明らかにしておいたほうがいいと思います。

それから、議会のほうには今回検証はしてもらわなくてもということではないんだと思いますけど、前は議会そのものが検証をしたんだと思いますから、少し変わった部分、改正した部分もあると思いますけど、今回は全く我々は総務委員会として、所管事務調査としてやるだけになりますので、それらについてももし検証のために意見が必要だということであれば、議会全体に資料を出してもらって、それで、その中でそれぞれの意見を各委員に出しておいてくださいというようなことを言うておかないと、我々はこの中でよかったんじゃないですか、これでいいんじゃないですかと言って終わりになってしまうと、議会そのものが検証に加わったということにならないので、検証に加わる必要があるのかも含めてですけど、もう一度御答弁いただきたいと思いますが。

◎自治・市民環境部長 今回2回目の見直しということで、前は1回目という、初回の見直しでございました。ということで、条文一つ一つについて理事者側、それから議会の皆さん、まず1発目ということで内容一つ一つについて比較検証、御依頼申し上げて御検証いただいたということでございます。本来、今度2回目になりますが、条例の規定では市長はということになってございます。市長が見直すというふうになってございますので、市長側がしっかりと見直しを行うというのが、まず原則としてあるというふうに思います。その中で私どもといたしましては前回の見直しの中で理念条例であることがしっかりと確認できたというふうに考えておりますので、今回は我々のほうでしっかりと検証をさせていただく。それを報告させていただく中で総務常任委員会の所管事務調査、議会側は所管事務調査という中で御検討いただくということによろしいのではないかとこのようにしてございます。

◆橋爪法一委員 次回の総務常任委員会で素案を示していただいて、その段階で意見を言おうと思っていたんですけど、前回のこの見直しの作業と今回は確かに内容的にちょっと違ったように見えてますけど、基本は同じだと思うんです。まず見直しの視点は、経済情勢の変化に照らしてどうなのかということと、条例の規定と実際の運営が乖離していないかどうか。これは2つは全体的に条文ごとによっぱりきちんと見ておかなきゃならんじゃな

いかなというふうには思っているんです。皆さん方が素案の中でどんな形で示されてくるかわかりませんが、私はそう思っています。そういうふうに見たときに、今後の取り組み方なんですけども、議会がどういうふうに対応していくかというのは、1回目であろうが2回目であろうがやっぱり自治基本条例をしっかりと見て、改善すべきところは改善するというのは基本だと思うんです。それが、議会が関与する関与の仕方というのは、やはり私はこの見直す作業に加わるというか、検証作業に加わるというか、その場として所管事務調査があるというふうには私は認識しているんですけど、まずその点は間違いないんでしょうね。何回所管事務調査が行われるかわかりませんが。

◎自治・市民環境部長 先ほど申し上げましたとおり、この見直しというのは市長はというふうになっています。市長が見直すというふうになっております。私どもといたしましては、その見直しの過程も含めて議会のほうにしっかりと御説明することが必要なんだろうと思っています。その説明をする中で、議会のほうで所管事務調査ということでこれを取り上げていただくという流れで今行っているもんだというふうには思っております。ですので、そういうスタンスといいますか、立ち位置の中で、この見直しというものが進んでいくんだらうというふうには思っております。

◆橋爪法一委員 それで11月の20日から所管事務調査、きょうから始まって、何回か行われるんですけど、一定のまとめができた段階でパブコメにもかけると、それが2月になりますと。4月には報告書を発表しますという流れになっていますよね。議会に皆さん方が示されるものについて、いろいろ議論の結果、もし条例について一部の手直しをしたらどうかというような話が出た場合です。そういうことは私は今の段階ではないだろうとは思っているんですけども、もし出た場合は、恐らく今度は今のここで皆さん方が示された流れでは終わらなくなる可能性があるんじゃないかなという気がするんです。ちょっと前回よりもピッチが遅いって言ったら失礼かもしれませんが、何か一月二月ちょっと遅いんじゃないかなという気がして、そこら辺のことについては全然議論はなかったんでしょうか、内部では。

◎自治・地域振興課長 検証につきましては、これまで内部で進めてきたところでございますけれども、少しその考え方をまとめるのに時間がかかって、これまで少し遅れているところではございますけれども、考え方をまとめて、それから検討委員会の中で意見をいただく、議論をいただくということで、まとめ上げていくことについてはある程度できるのではないかなというふうには今のところは考えております。もし条例の改正が必要になる場合につきましては、それはこの検討と離れてということになって、検討委員会の検証を少しまた延ばすということにもなるかもしれませんが、そこについてはその時点でまた判断をしていくんだらうなというふうには考えているところでございます。

○武藤正信委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤正信委員長 そうしますと、これ、今後も続けなければいけないというふうには思いま

すし、そのように進めさせていただきます。

以上で質疑を終結しますが、本件は今後も引き続き調査を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武藤正信委員長 異議がないようですので、本件は引き続き調査を行うことといたします。以上で、総務常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前 10 時 39 分 閉会

平成29年度見直し（見直し検討委員会）・平成24年度見直し（市民会議）における条例改正に関する議論について

○平成29年度見直し（見直し検討委員会）における条例改正に関する議論

	意見		議論	
	項目	趣旨	内容	結論
1	人口減少に対する条文の追加	コミュニティの維持が難しく、それに伴い関係条項の規定・意義が出来なくなりつつあり、見直しの必要もあると考える。関係条項の都市内分権、地域自治区、コミュニティ、人材育成は、互換性があり、人口減少、少子・高齢化から論議すべきと考える。	<ul style="list-style-type: none"> 意見した委員からも「条例自体は基本的なところを踏まえて書かれているため、この条文でよいと理解している」との発言あり。 人口減少の項目は他の色々な項目に当てはまることから、条例自体は変えずに、分析として項目を立てて分析する。 	条例改正不要
2	審議会等の男女の構成比の配慮（第21条第2項）	配慮の結果少なくなるということもあるため、「配慮」の言葉が曖昧である。4割からはほぼ半数になることが理想だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例では男女共同参画を進めていくことの大切さや特徴を示しており、実際の運用面では、男女共同参画基本条例の中で男女比についてクォーター制をとっており、男女比が同数となるように明記している。自治基本条例では全体の理念を語る中で、委員数までは明記しておらず、実際の運用面では基本条例、基本計画に任せている。 男女比を半数と記載すると、候補者が限られ、毎回同じ人に依頼をするということにもなりかねない。条例の書き方としては、現在のものが妥当であると考えている。 	条例改正不要
3	「等」の表記（第17条、第31条、第42条等）	「等」が必要かどうか。紛らわしい感じがする。有無の違いがよく分からない。	「市長等」については、市長以外の市の執行機関を総称し、市長単独としてのものは「市長」としている。第31条の「災害等」などは、条例の性質上、社会経済情勢の変化に適合していく必要があることから少し広い表現がされている。	条例改正不要

○平成24年度見直し（市民会議）における条例改正に関する議論

	意見		議論	
	項目	趣旨	内容	結論
1	目的等の追加（第1条、第3条関連）	「自治」とは市民参加で課題を解決し、上越市らしいまちづくりを行うこと、そこには活気に満ちたイメージがある。そのため（目的）、（理念）のどこかに、「生き生きと活力ある上越市」の文言が必要な気がする。第15条第2項には、「持続的に発展することが可能な地域社会の実現・・・」という似通った文言があるのみである。自治を進めてどのような上越市をつくるのか明確にする必要があるのではないかと。	<p>【市の考え方】</p> <p>どのような上越市をつくるのかについては、前文において「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念を明記しており、また、具体的には、総合計画において、将来都市像を「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」として明確化している。</p> <p>また、第1条の規定により「自主自立のまちを実現することを目的とする」ことを明確にしている。</p> <p>【他の委員の意見】</p> <p>ここでいっている自治基本条例の目的と理念というのは自治の在り方を指していることなので、上越市の在り方については、総合計画で記述がされており、あえて自治基本条例の中で改めて記述する必要はない。そのことを言うことによって自治の目的、自治の理念がどこかに飛んでいってしまうというおそれがあるので、ここは改正の必要はない。</p>	条例改正不要
2	市民の定義（第2条関連）	<p>先の（ウ）に属する個人（＝市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人）を市民とする必要があるのか。</p> <p>市政運営とはその多くで税収入を基にしていると思うが、その上で市政運営の基本となる条例において、市民の定義を広げすぎているのではないかと。</p> <p>加えて、第6章で述べられている内容に対して（ウ）に属する個人の立ち位置も不明なものになってはいないか。</p> <p>もちろんこれは排他的な考えが基になっているのではない。上越市民として定義されている者は 第7章の第35条・第37条にある多文化共生の精神を十分意識していく事が大切だと思う。</p>	<p>【市の考え方】</p> <p>この条例では、自治を担う責務と権利を有するという観点から、市内に住む人（住民）を始め、他市町村から市内に通勤又は通学している人、自然人のみならず法人その他の団体も「市民」と定義している。</p> <p>これは、この条例において、あらかじめ「市民」を狭く定義し、多様な「市民」の自治へのかかわりを絶ってしまうことは、この条例の趣旨に合わないと考えているためである。</p> <p>この考え方は、「条例の効力は、地方公共団体の区域内であれば、原則として、住民であると否とを問わず、効力を及ぼす」という属地主義の原則が適用されることを踏まえたもので、この条例で市民を広くとらえても法律的な不整合は生じないものと考えている。</p> <p>【他の委員の意見】</p> <p>条例制定の時に、他の市民から、あるいは特定の意思を持った団体が上越市に乗り込んできて上越市を乗っ取ろうとしたときにどれだけのことができるかということはかなり細かく論議した。確率的には非常に少ないが、そのときにどうするかと思ったら自治が確立してあればちゃんと抑えられるだろうということが一つ。もう一つは、そのくらいのことがあったとしても今の基本条例やいろんな仕組みがあればきちんと抑えられるという認識を持ちましょうということで、もしそこまで細かいことを書くと、他のことを制約してしまうおそれがあるということで、そこは書かないでおきましょうと。上越市の危機ということになったときには上越市も市民力があるわけですから、それなりに立ち上がってやりましょうということで、こここのところでは今まで以上ですよというふうに書いてもらっている。</p>	条例改正不要

		意見		議論	
		項目	趣旨	内容	
				結論	
3	市の職員の責務 (第14条関連)	<p>憲法や公務員法に規定されている内容を、再度この条例においても規定する必要があるかどうか疑問に思う。</p> <p>特に“全体の奉仕者”という表現は非常に理解が難しいと感じる。この基本条例において市民参画や協働を重視しているが、市民や自治団体から出てくる意見や提案についての決定権や裁量権は実質的に市職員側にあるかと思う。“奉仕者”というより“市民・団体からの提案を共に行っていくことを仕事として責任を持つ者”くらいの表現にする方が市民にも職員にも具体的に届くのではないかと思う。</p> <p>そのような意識から “検証結果報告書”の最終部で述べられている“達成感・一体感”が生まれてくるのではないか。</p>	<p>【市の考え方】</p> <p>みんなで創る自治基本条例市民会議において、「公僕精神は公務員に最も要求される要素であると考えことから、憲法や法律に書いてあるから条例に書かないでよいということではなく、条例に盛り込むべき」との意見があったことを踏まえて、憲法及び地方公務員法に定められている公務員としての責務を改めて規定したものである。</p>	条例改正不要	
4	市政運営の基本原則 (第15条関連)	<p>市政運営の基本原則として「市内の資源を最大限に活用」することは問題がないと思うが、その前に書かれている「持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け」は不要だったのではないか。また「最少の経費」で「最大の効果」はわかりづらかった気がしている。最少の経費でできる最大の効果なのか、最大の効果を発揮するための最少経費なのか。通常は「費用対効果のバランスを考慮して」ではないか。</p>	<p>【市の考え方】</p> <p>少子化・高齢化が進展する中で、地域社会を持続的に発展させていくことは必要なことであり、そのためにも長期的な視点に立って施策を展開することが求められることから、「持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け」は、必要な文言であると考え。</p> <p>「最少の経費で最大の効果」は、地方自治法第2条第14項の規定と同様の表現であり、地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならないという地方自治運営の基本原則を定めているものである。(新版逐条地方自治法(学陽書房)から引用)</p> <p>【他の委員の意見】</p> <p>「持続的に発展することが可能な社会」という言葉は非常に意味のある言葉である。例えば、ある人が市長になり、自分の任期中だけ良い格好をしようと思ってどんどん借金をして作った。「あの市長は良いものを作ってくれた」という市長は評判を成すが、その市長が辞めたら借金しか残っていなかった。それが今言う「持続的に発展するまちづくり」という観点が抜けているわけである。そういうふうなことが起こり得る可能性がないとはいえないので、そういうことに対して油をかけているんだということになり、非常に意味の深い言葉が入っている。</p>	条例改正不要	
5	都市内分権 (第32条関連)	<p>第32条の規定は、他の条例の記載とのバランスが悪い。制度そのものの具体的な記述が目立つ。ここでは、「地域自治区」を置くことを定めることを明記し、その具体については、別に記載するのが適当ではないか。</p>	<p>【市の考え方】</p> <p>自治基本条例は、自治についての最高規範として、制度的な事項であっても、その根幹となる基本的事項については、制度的権威を担保するために規定しているものであり、市民投票制度など他の制度に関する規定においても同様に規定しているものである。</p> <p>なお、地域自治区の名称や所管区域の設定、委員の選任手続等の具体的事項は、上越市地域自治区の設置に関する条例及び上越市地域協議会委員の選任に関する条例の中で別に定めている。</p> <p>【他の委員の意見】</p> <p>大きな不都合はない。バランスが悪いというのは若干ポイントだと思うが、バランスの悪さがあるとしても実施運営上の大きな不都合は結果としてはないというふうに認められる。また、なるべくこの条例を見ただけで大勢の人に根本が理解してもらえるように作りましょうというような思いで作って、逐条解説もかなり踏み込んで書いてある。もう一つ言えば、条例が定着していないという中でいろいろ変えてしまうとますます分かりづらくなるものになってしまうということも考慮した上で、ここはこのままでよいのではないかと思う。</p>	条例改正不要	
6	都市内分権 (第32条関連)	<p>「第6章 都市内分権」を「第6章 地域自治」にすべきだ。</p>	<p>【市の考え方】</p> <p>まちづくりの基本的な方向性として、大きな括りとして第6章全体で「都市内分権」について規定しており、まずは第31条において「都市内分権」を推進することを明らかにした上で、その仕組みとして第32条で地域自治区を規定したものである。</p> <p>「都市内分権」という言葉は、本市の自治を推進していく上で必要な考え方を表現しているものと考え、市民の皆さんにも十分周知し、定着させていきたいと考えている。</p> <p>【他の委員の意見】</p> <p>地域自治区ができて都市内分権ができているか考えた時に地域自治区といながら実質機能しているのは地域協議会である。地域協議会はどういうふうに動いているかという諮問事項が主に動いている。それから自主審議事項もあるが、自主審議事項で挙がっていったことについて、それは必ずやりますよというそういうものではないはず。挙がっていったものを市長は参考にして回答を出しますよということなので、それくらいのことを果たして分権と言えるかどうか。権利を分けたという考え方ができるかどうかとなると、常に行政に抑えられている状況で、それを分権と言えるかという非常に怪しい部分である。それから予算権が全くない。例えば安塚区でこういう予算を立てたいんだけど皆さんどうかね、と事前の伺いもなくして議事が承認するまであなたたちには話せないよというふうなことになっている。これをもって分権といえるか。こういう実態からいうと当分の間は都市内分権という言葉を残してもう少し地域協議会に活躍してもらおうような、地域協議会に地域のことをもっと考えてもらうような仕組みをしっかりと作っていかないと自治基本条例があるけどなかなか内容が伴わないよねということになりかねないので、いずれ地域自治という言葉になる時が来るかもしれないが、まだ時期が早いんじゃないか、当分は都市内分権という言葉を残して私たちがそういうことを意識しながらやっていった方がいいのではないかと思う。</p>	条例改正不要	

	意見		議論	
	項目	趣旨	内容	結論
7	公募公選制 (第33条関連)	<p>ここでも「公募公選制の実質的なメリットが実感されにくい」とあるが、32条3項で記されている「公明で、かつ～市民の多様な意見が適切に反映される」仕組みが公募公選制だとは思えない。21条（審議会等）では、公平性と多様な意見を聴くために委員は幅広い分野、年齢層、居住地域、男女比等を考慮して選任するとしている。これではなぜいけないのか。</p>	<p>【市の考え方】 公募公選制は、地域協議会の意見が地域全体の意見であるためには、その委員が地域を代表する人といえるような選び方が必要であり、まずは地域住民に委員を選任してもらうという考え方に基づくもので、地域の代表者というわけではない。 一般的な審議会等の委員とはその位置付けがやや異なることから、特別にこの方法を採用しているものである。御指摘の「実質的なメリットが実感されにくい」とは、選挙にならない場合は、公募公選制の意味合いが薄れるという意味で記載している。 なお、応募者が定数に満たず、追加選任を行う場合には、公平性に配慮して選任を行う。</p> <p>【他の委員の意見】 新潟市にも自治協議会があり、委員が30名くらいいるが、全部市長の選任である。選考委員もいるが、肩書を持った人たちがずっと出てきていて本当にこれは自治協議会というけど市民の代表なのか。市民にとってみれば全然私たちとは関係のないところで、関係のない人たちが関係のない話をしているというのが実態である。上越市はそういう市政にはしたくないという思いがあり、やはり住民一人一人から市政のことを考えてもらいたいという強い思いがあり、こういう制度を作っている。こういう制度があることで皆さんから認められた委員なんだということのオーソライズができる。一つの自治のモデルとして上越市はやっていくしかないかなと思っており、このことについて大きな弊害が出ているというわけではないので、公募公選制はもうちょっと続けた方がいいのではないかなと思う。 選挙があったときに投票に行かなきゃいけないという義務感も感じていなかった。形骸化しているものについて載せるのであれば、もう少し具体的に進めていくべき文言を載せてもいいのではないかな。 公募公選制があることで選挙になり、選択肢が増える。逆に公募公選制があるということがもう一つ、ある特定の団体がダッと地域協議会に出てきて特定の団体が委員の大半を占めてしまったというふうになると地域協議会はその特定団体に動かされる可能性がある。そういうのは阻止しなければならない。公選を残しておかないと公募だけでやって行政が把握できなければ、とんでもない人を全部委嘱しちゃうことになる。市民はそういうことを良く知っているから公選になったときに「まずい」と「対抗馬を立てよう」というふうにやるとそれなりの人を対抗馬に立てることができるというふうな意味合いもある。 公との協働については、今急いで変えないで、学習する時間をもう少しいただかないとみんながついていけないという実感を持っている。今の時点であまりこだわらないで勉強する時間がほしいと思う。</p>	条例改正不要
8	市民参画 (第34条関連)	<p>第21条（審議会等）、第22条（パブリックコメント）、第23条（苦情処理）などは、情報共有と参画の両方の意味を持っている。中でも審議会（委員会）、パブリックコメント、市民投票は市民が市政に参加する代表的な機会であり、（参画）のところにに入れるべきではないだろうか。</p>	<p>【市の考え方】 「審議会等」及び「パブリックコメント」については、市政運営の基本的なルールや具体的な制度の一環として「第5章 市政運営」に規定しており、「市民投票」については、市民参画の大きな権利の一つとして、単独で第8章として章立てしてある。 また、「第7章 市民参画、協働等」では、それぞれの自治の主体の関係を概念として規定しており、具体的な制度を規定している章とは、位置付けを異にしている。 条例の構成については、「みんなで創る自治基本条例市民会議」において、事務局が提示した叩き台を基に議論された結果、現在の形となったものであるが、頂いた御意見のような整理の仕方もあるものとする。</p> <p>【他の委員の意見】 市民参画のところに入れると、市民参画にはこういう方法もありますよとなってしまふ。ところが審議会やパブリックコメントも単に市民参画の一手法ではなくて、自治の柱を成すものだというふうに思う。だからこそ1条ずつ条立てをして書いてあるというふうにしておかないと自治と言いながらもそこら辺の位置付けが下の方になってしまうのではないかな。例えば基本条例の認識度が低いとか地域協議会の認識度が低い、そういった面の自治の市民力もそんなに高くないというふうに考えるとやはりこれはこれで一つの旗として立てておいて、ここをもう少し充実するように自治の市民力を上げるような努力をこれからしていかなければならないと考えると、条立ては必要だと思う。</p>	条例改正不要
9	協働 (第35条関連)	<p>条例全体を通して、都市内分権、地域協議会、地域活動、コミュニティなど地域にかかわる文言が多くみられる。しかし、自治は、市全体共通の課題（例えば、子育て、高齢者・障害者、防犯・防災、ゴミ処理など）を解決する活動も非常に大切である。その意味で、（協働）第34条第3項に「市議会及び市長等は、NPO、ボランティア団体の自治を推進する活動を支援するものとする」を追加する必要があるのではないかな。</p>	<p>【市の考え方】 第34条第1項において、町内会、住民組織、NPO法人などの市民活動団体をパートナーとした協働を推進することを定めているが、協働を推進するためには、市民活動団体がパートナーとして自立的・主体的な組織であることが求められる。そのため、これらの団体に対して支援を行うことが必要不可欠であることから、この規定は、「支援」の側面も有しているものとする。 なお、第35条第2項において、NPO法人やボランティア団体を含めた多種多様な団体を含むコミュニティについて、「市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない」と定めているところであり、この規定においても、必要な支援を行うという趣旨は、含まれていると考える。</p> <p>【他の委員の意見】 「支援」を条文に入れると、市民活動団体はこの条文を盾に「ここに支援と書いてあるから、人的支援、財政的支援をしてくれ」というふうに言ってくる可能性がある。それは個々のケースバイケースでこの条文を盾に言ってくるのは困るので、そんなことを全部やってしまったら自治にならないというのがあるわけで、支援という言葉を解説も含めて入れることについては非常にリスクがあるので入れない方がいいと思う。</p>	条例改正不要

「上越市自治基本条例 検証報告書（素案）」意見提出用紙

氏 名

該当ページ・該当箇所	意見内容

※記入欄が不足する場合は、任意の様式でも結構です。

※電子データを希望される方は、様式（Word）を送付しますので、担当までお知らせください。

【提出期限】 令和5年1月6日（金）

【提出先】 〒943-8601 上越市木田 1-1-3
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課 自治推進係
F A X : 025-520-5853 e-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp